

# 広島大学大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター

## 研究紀要投稿規定

- 第1条 広島大学大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター(以下「センター」とする)は、機関誌を発行し、「広島大学大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要」(以下「紀要」とする)と称する。
- 第2条 紀要は、原則として年1回発行する。
- 第3条 紀要に掲載する論文・報告等は、特別支援教育、インクルーシブ教育、障害児(者)福祉・リハビリテーション(以下「特別支援教育分野」とする)に関係するものとし、掲載区分は、原著論文、実践研究、資料、センター業務報告等とする。これらの掲載区分は、おおむね以下の基準によるものとする。また、必要に応じて、これら以外の区分を設けたり、特集を組むことができる。なお、いずれの区分においても、論文・報告等は剽窃防止ソフトによる剽窃チェックを受けた上で掲載するものとする。
- (1) 原著論文は、特別支援教育分野の臨床・実践に資する研究論文
  - (2) 実践研究は、学校や施設等で行われた実践を中心に述べた論文・報告
  - (3) 資料は、論文等の翻訳、学会・研究会・セミナー等に関する報告・情報、教材・教具等の紹介、地域の情報等
  - (4) センター活動・業務報告は、センターが実施・開催した教育相談、研究会・セミナー、研究等に関する報告等
- 第4条 紀要に掲載される論文等は、広島大学大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要執筆規定に従って執筆する。
- 第5条 論文等の筆頭執筆者は、以下の要件のいずれかを有する者とする。
- (1) 広島大学大学院人間社会科学研究科に籍を有する教員、または過去に籍を有していた教員。  
なお後者は、旧学校教育学部、平成12年度以降の教育学部、大学院教育学研究科に籍を有していた者を含む。
  - (2) 広島大学大学院人間社会科学研究科博士課程後期教育科学専攻教師教育デザイン学プログラム特別支援教育学領域、同大学院

教育学研究科博士課程後期教育学習科学専攻特別支援教育学分野（特別支援教育学領域）および同大学院教育学研究科博士課程後期学習開発専攻（特別支援教育学分野）、または同大学院人間社会科学研究科博士課程前期教育科学専攻教師教育デザイン学プログラム特別支援教育学領域および同大学院教育学研究科博士課程前期学習開発学専攻特別支援教育学専修に在籍する大学院生、またはそれぞれの課程を修了した者。

なお前者は、旧広島大学大学院教育学研究科博士課程後期学習開発専攻（障害児学習開発分野）を、後者は、旧広島大学大学院教育学研究科博士課程前期特別支援教育学専攻や同研究科博士課程前期障害児教育学専攻、大学院学校教育研究科修士課程障害児教育専攻を修了した者を含む。

ただし、在学中の者の投稿原稿については、指導教員の承認を受けることが必要である。

(3) その他、第7条に規定する編集委員会が認めた者。

第6条 1. 投稿論文数には制限を設けないが、受理された論文の掲載は、1号につき著者1人あたり（共著も含む）2本を上限とする。

2. 掲載論文に対する原稿料は支払われないが、論文抜き刷りを30部送付される。また、抜き刷りの追加については、執筆者の負担とする。

第7条 1. センター運営委員会に紀要編集委員会（以下「編集委員会」とする）を置く。

2. 編集委員会は、センター運営委員会委員のうちから選出された若干名の委員をもって構成する。

3. 編集委員会の委員長は、センター長をもってあてる。

4. 編集委員会は、以下の事項を担当する。

(1) 紀要の編集方針に関すること

(2) 紀要の投稿募集から発行までの日程に関すること

(3) 投稿原稿の掲載の採否に関すること

(4) その他、編集委員長が必要と認めたこと

第8条 編集事務を担当するために、編集幹事を置く。編集幹事は、センターおよび特別支援教育学講座の専任教員の中から、編集委員長が委嘱する。

第9条 1. 紀要に論文等の掲載を希望する者は、規定の書類により、編集委員長に提出する。

2. 投稿された論文原稿等の掲載の採否は、編集委員会において決定する。

第 10 条 編集委員長は、論文原稿等の内容・形式等に関して重要な変更の必要性を認めた場合は、執筆者と協議するものとする。

- 附則
1. この規定は、平成 14 年 7 月 11 日から施行する。
  2. この規定は、平成 17 年 6 月 9 日に、一部改定した。
  3. この規定は、平成 20 年 4 月 1 日に、一部改定した。
  4. この規定は、平成 28 年 4 月 1 日に、一部改定した。
  5. この規定は、令和元年 6 月 6 日に、一部改定した。
  6. この規定は、令和 2 年 8 月 6 日に、一部改定した。